

## JSL 漢字学習研究会 規約

### 【 名称 】

第1条 本研究会の名称は、JSL 漢字学習研究会とする。

- (1) 英語名を Japanese as a Second Language Kanji Research Group とする。  
また、必要に応じて略称「JSL Kanji Research Group」「JSLK」を使用する。

### 【 目的 】

第2条 本研究会は、日本語教育における漢字学習または漢字指導(教育)に関して、多角的かつ総合的に研究・議論することによって、実践と理論を一体化させること、日本語教育の質的向上に貢献することを目的とする。

### 【 活動 】

第3条 本研究会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 日本語教育における「漢字学習」「漢字教育」の理論や、その具体的な方法について、多角的・継続的に議論していく。
- (2) 国内外の教育者や研究者と連携し、教育上・研究上の情報交流を図る。
- (3) 教育機関による差異を越え、人的交流の推進を図る。
- (4) メーリングリストやホームページ等を利用して会員同士の情報交流を図る。
- (5) 現場からの成果や疑問を発する場、および、理論が実践とどうつながるのかを会員に問う場として、定期的に研究会を行う。
- (6) 研究会の活動報告として、年に1回研究会誌を作成する。

### 【 組織 】

第4条 本研究会は相談役2名・運営委員7名と会員によって成り立つ。

- (1) 相談役2名・運営委員7名と会員により成り立つ。
- (2) 本研究会は相談役2名を置く。

相談役の氏名・所属・主な役割・担当開始年度は以下の通り。

- ・加納 千恵子 筑波大学人文社会系  
相談役 (2008年～)
- ・小林 由子 北海道大学留学生センター  
相談役 (2008年～)

- (3) 本研究会は運営委員7名を置く。

運営委員の氏名・所属・主な役割・担当開始年度は以下の通り。

- ・濱川 祐紀代 国際交流基金日本語国際センター  
代表・研究会開催・ホームページ・会計 (2008年～)
- ・徳弘 康代 名古屋大学国際言語センター  
副代表・研究会誌 (2008年～)

- ・井海 佳那子 立命館宇治中学校・高校  
研究会誌 (2014 年～)
  - ・池田 幸弘 東京福祉大学留学生日本語別科  
研究会開催・会計 (2010 年～)
  - ・魏 娜 筑波大学人文社会科学研究科博士後期課程国際日本研究専攻 (大学院  
生) 研究会開催 (2012 年～)
  - ・関 麻由美 津田塾大学  
研究会誌 (2010 年～)
  - ・二瓶 知子 国際交流基金ジャカルタ日本文化センター  
研究会開催・ホームページ (2011 年～)
- (4) 運営委員の任期は 2 年とし、運営委員全員の同意を得た場合は再任可とする。運営委員は研究会の運営にあたり、会員の入会承認、予算の管理執行、事業活動報告および収支決算報告の作成等の業務を行う。
- (5) 会員とは本研究会の目的に賛同し、「入会申込書」を研究会ホームページ <http://jsl-kanji.com/> よりダウンロードしたのち、運営委員 (代表: 濱川祐紀代) に提出し、承認された者を指す。また会員はメーリングリスト (jslk\_member@freeml.com) に自動的に登録される。

### 【 会費 】

第 5 条 本研究会では、会費額を定めず、必要に応じて徴収する。

### 【 事務局・連絡先 】

第 6 条 本研究会は、運営委員間・会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を設置する。事務局の設置場所は運営委員により決定する。

- (1) 連絡先: メールまたはメーリングリストによる連絡を主とする。
- ・ 事務局メールアドレス : office@jsl-kanji.com
  - ・ メーリングリストのメールアドレス : jslk\_member@freeml.com
- (2) 郵送が必要な場合は以下の連絡先を使用する。
- ・ 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36  
国際交流基金日本語国際センター気付 (専任講師 濱川祐紀代 宛)
- (3) 研究会ホームページ <http://jsl-kanji.com/> を運営委員が管理・運営し、入会申込や研究会開催・研究会会誌の案内等を掲載する。

### 【 附記 】

本研究会は、2004 年 11 月 6 日に発足し、2008 年 9 月 19 日に日本語教育学会テーマ領域別研究会に登録された。本規約は、テーマ領域別研究会登録に際し、改めて明文化したものである。

以上

JSL 漢字學習研究会

2008 年 8 月 11 日制定

2010 年 4 月 26 日改訂 (2010 年 5 月 24 日修正)

2011 年 5 月 21 日改訂

2013 年 7 月 13 日改訂 (2015 年 5 月 17 日修正)